



(改定)

「すべての子どもたちにある『子どもの権利』を知ろう」

道德 社会 学級活動 総合

「子どもの権利」は、18歳までのすべての人にある基本的人権です。「子ども基本法」や「生徒指導提要」、また墨田区の掲げる「子どもまんなかすみだ」においても、子どもの権利の尊重が盛り込まれています。児童生徒が自分自身や周りの子どもたちの権利を知り、「自分と他者を大切にすること」につなげていく授業を取り入れてみませんか。

(1) ねらい ① お互いに意見を伝え・聞くことなどを通じて、「子どもの権利」について考え、学ぶ。

② 子どもの権利の視点から、日常生活や社会を捉え直す機会を得る。

※実施するアクティビティにより異なります。内容はご相談ください。

(2) 対 象 小学5年～中学3年生

・地域や保護者、教員の方々への研修等も可能です。

(3) 講 師 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子ども支援専門の国際NGO職員



(4) 形 式 • 所要時間 1単位(45分)から 応相談

(5) 内 容 ※複数のアクティビティ教材から 選び・組み合わせて実施できます。

※個人ワークとグループワーク、子どもの権利の解説が含まれます。

■アクティビティ例 (QRコードのページにて順次公開中)

＜例1＞ ゲーム形式で、さまざまな権利を楽しく学びます。

＜例2＞ 自分の日常生活と子どもの権利のつながりを話し合います。

＜例3＞ 安心して話せること、意見を聽かれる権利について考えます。



(6) 費 用 「要相談」(謝礼の有無に問わらず実施の検討をさせていただきます。)

授業実施後、児童生徒の皆さんにアンケートへのご協力をお願いする場合があります。

(7) 申込み 実施日2ヶ月位前まで ⇒ホームページトップページ「申し込みフォーム」から

講師の方には、本部から連絡を取らせていただきます。

詳細の打ち合わせは、講師と学校の担当者で行って下さい。

【問合せ先】: 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 (担当: 松山・唐)

電話 03-6859-0015

E-mail : japan.advocacy@savethechildren.org